

議員提出議案第15号

さいたま市の議会と執行機関との役割を踏まえた適正な行政運営の確保のためのさいたま市名誉市民条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市の議会と執行機関との役割を踏まえた適正な行政運営の確保のためのさいたま市名誉市民条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月11日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	神崎功
	同	上三信彰
	同	山崎章
	同	細沼武彦
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	高柳俊哉
	同	輿水恵一
	同	神田義行
	同	土井裕之

さいたま市の議会と執行機関との役割を踏まえた適正な行政運営の確保のためのさいたま市名誉市民条例等の一部を改正する条例

(さいたま市名誉市民条例の一部改正)

第1条 さいたま市名誉市民条例(平成14年さいたま市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(選考委員会) 第5条 [略]	(選考委員会) 第5条 [略]

2 [略]	2 [略]
3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 [略]	3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 [略]
— [略]	<u>市議会の議員</u> — [略]
4 [略]	4 [略]

(さいたま市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第2条 さいたま市総合振興計画審議会条例(平成14年さいたま市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 [略]	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 [略]
— [略]	<u>市議会の議員</u> — [略]
— [略]	— [略]
— [略]	— [略]
— [略]	— [略]

(さいたま市行政区画審議会条例の一部改正)

第3条 さいたま市行政区画審議会条例(平成13年さいたま市条例第289号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第2条 [略] 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 [略] — [略] — [略] — [略] 3 [略]	(組織) 第2条 [略] 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 [略] <u>市議会の議員</u> — [略] — [略] — [略] 3 [略]

(さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第4条 さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例(平成13年さいたま市条例第114号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつど、委員会が委嘱し、又は任命する。 — [略] — [略] — [略] — [略]	(組織) 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要のつど、委員会が委嘱し、又は任命する。 <u>市議会議員</u> — [略] — [略] — [略] — [略]

(さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部改正)

第5条 さいたま市青少年宇宙科学館条例(平成13年さいたま市条例第125号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(運営委員会) 第14条 [略] 2 運営委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。 ~ [略] ___ [略] 3・4 [略]	(運営委員会) 第14条 [略] 2 運営委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。 ~ [略] ___ 市議会議員 ___ [略] 3・4 [略]

(さいたま市同和対策審議会条例の一部改正)

第6条 さいたま市同和対策審議会条例(平成13年さいたま市条例第183号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) <u>第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u>	(組織) 第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 ___ 市議会の議員 6人以内 ___ 学識経験を有する者 6人以内

(さいたま市景観審議会条例の一部改正)

第7条 さいたま市景観審議会条例(平成22年さいたま市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 [略] 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 [略] — [略] 3・4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 [略] <u>市議会の議員</u> — [略] 3・4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。